

据置定期年金保険普通保険約款

(平成19年10月1日制定)

(平成26年10月2日改正)

目次

第1章 年金の支払	
第1条 年金の支払	76
第2条 年金の支払方法	76
第2章 責任開始	
第3条 責任開始の時	77
第4条 保険証券	77
第3章 保険料の払込み	
第5条 適用	78
第6条 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間	78
第7条 契約の失効	78
第8条 保険料の払込方法(経路)	78
第9条 会社による保険料の払込方法(経路)の変更	78
第10条 前納払込み	79
第11条 未経過期間に対する保険料の払戻し	79
第4章 契約の解除	
第12条 重大事由による契約の解除	79
第13条 加入限度額超過による契約の解除	80
第5章 契約の取消しおよび無効	
第14条 詐欺による取消し	80
第15条 不法取得目的による無効	80
第6章 保険契約者等の代表者	
第16条 保険契約者等の代表者	80
第7章 契約関係者の変更	
第17条 保険契約者の変更	81
第18条 年金受取人による保険契約者の地位の承継	81
第19条 住所等の変更	81
第8章 契約の変更	
第20条 保険料額の減額変更	81
第21条 年金支払事由発生日の変更	82
第22条 年金支払期間の延長変更	82
第23条 即時型の年金保険への変更	82
第24条 保険料一時払による年金額の増額	83
第25条 保険料払済契約への変更	83
第9章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第26条 加入年齢の計算	83
第27条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	83
第10章 解約	
第28条 保険契約者による解約	84
第11章 返戻金の支払	
第29条 返戻金の支払	84
第12章 契約の復活	
第30条 契約の復活	84
第31条 復活の責任開始の時	85
第32条 復活の効果	85
第13章 契約者貸付	
第33条 契約者貸付	85

第 14 章 契約者配当	
第 34 条 契約者配当金の割当て	86
第 35 条 契約者配当金の支払	86
第 15 章 譲渡禁止	
第 36 条 譲渡禁止	87
第 16 章 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	
第 37 条 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	87
第 17 章 年金等の請求および支払時期等	
第 38 条 年金等の請求および支払時期等	87
第 39 条 消滅時効の援用	88
第 18 章 特則	
第 40 条 第 1 回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則	88
別表 必要書類	

第 1 章 年金の支払

第 1 条 (年金の支払)

この基本契約の年金の支払については、次のとおりとします。

支払事由	支払額	受取人
年金支払事由発生日 ^[1] に被保険者が生存しているとき	基本年金額 ^[4]	年金受取人 ^[5]
年金支払期間 ^[2] 内に到来する年ごとの年金支払事由発生応当日 ^[3] に被保険者が生存しているとき		

備考 (第 1 条)

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第 26 条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2] 「年金支払期間」とは、年金支払事由発生日からその日を含めて計算した一定の期間をいいます。
- [3] 「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の 1 年ごとの応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の 1 年ごとの応当月の末日とします。
- [4] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [5] 年金受取人は、被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。

第 2 条 (年金の支払方法)

- (1) 会社は、各年金支払年度^[1]に支払うべき年金額を 6 回に分割し、年金支払事由発生日^[2]または年ごとの年金支払事由発生応当日^[3]の 2 か月ごとの応当日^[4]に、その 1 回分を支払います。この場合において、1 回分の支払金額に 1 円に満たない額の端数があるときは、その端数は各年金支払年度^[1]の最初に支払うべき金額に合算して支払います。
- (2) 本条(1)の場合において、年金支払期間^[5]中に被保険者が死亡した場合または基本契約が解約された場合であって、被保険者の死亡した日または基本契約の解約の通知の日を含む年金支払年度^[1]に支払うべき年金に未払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

備考 (第 2 条)

- [1] 「年金支払年度」とは、年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生応当日に始まり、次の年ごとの年金支払事由発生応当日の前日に終わる期間をいいます。
- [2] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第 26 条

(加入年齢の計算)の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。

- [3] 「年ごとの年金支払事由発生日」とは、年金支払事由発生日の1年ごとの発生日をいい、その発生日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの発生日の末日とします。
- [4] 年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生日を含む月の2か月ごとの月にその発生日がない場合は、その月の末日とします。
- [5] 「年金支払期間」とは、年金支払事由発生日からその日を含めて計算した一定の期間をいいます。

第2章 責任開始

第3条 (責任開始の時)

(1) 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料 ^[1] を受け取った場合	第1回保険料 ^[1] を受け取った時
② 会社が、第1回保険料相当額 ^[2] を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	第1回保険料相当額 ^[2] を受け取った時

(2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とします。

(3) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

第4条 (保険証券)

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者の氏名または名称
- ③ 被保険者の氏名
- ④ 年金受取人の氏名
- ⑤ 支払事由
- ⑥ 年金額
- ⑦ 年金支払期間
- ⑧ 年金支払開始年齢
- ⑨ 年金支払事由発生日
- ⑩ 保険料およびその払込方法
- ⑪ 契約日
- ⑫ 保険証券を作成した年月日

備考 (第3条)

[1] 保険料の払込方法(回数)を一時払とする基本契約の場合、「第1回保険料」は一時払保険料とします。

[2] 保険料の払込方法(回数)を一時払とする基本契約の場合、「第1回保険料相当額」は一時払保険料相当額とします。

第3章 保険料の払込み

第5条（適用）

この章の規定は、保険料の払込方法（回数）を分割払とする基本契約について適用します。

第6条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

(1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 ^[1] を含む月の1日から末日までの期間 ^[2]
猶予期間	払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

(2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、保険料の払込方法（経路）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

第7条（契約の失効）

保険契約者が保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

第8条（保険料の払込方法（経路））

(1) 保険契約者は、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

① 集金払込み	会社の派遣した集金人に払い込む方法 ^[1]
② 窓口払込み	会社 ^[2] に持参して払い込む方法
③ 口座払込み	会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

(2) 保険契約者は、本条(1)の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。

(3) 本条(1)①③の保険料の払込方法（経路）が選択されている場合において、選択された保険料の払込方法（経路）が会社の取扱範囲に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

第9条（会社による保険料の払込方法（経路）の変更）

会社は、次のいずれかの場合には、保険料の払込方法（経路）を窓口払込みに変更することができます。

- ① 第8条（保険料の払込方法（経路））(1)①の集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期^[1]内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合
- ② 保険契約者が第8条（保険料の払込方法（経路））(3)による変更をしない場合

備考（第6条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

備考（第7条）

- [1] 「猶予期間」とは、第6条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間をいいます。

備考（第8条）

- [1] 保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りです。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第9条）

- [1] 「払込時期」とは、第6条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の払込時期をいいます。

第10条（前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、保険料の全部または一部を前納することができます。^[1]この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[2]に保険料の払込みに充当します。
- (3) 保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
- (4) 本条(1)により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めるときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[3]に提出してください。

第11条（未経過期間に対する保険料の払戻し）

保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。

- ① 基本契約の消滅
- ② 保険料額の減額変更
- ③ 年金支払事由発生日の繰上変更
- ④ 即時型の年金保険への変更
- ⑤ 保険料払済契約への変更

備考（第10条）

- [1] 保険契約者は、会社が認めた場合限り、金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより前納することができます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第11条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第4章 契約の解除**第12条（重大事由による契約の解除）**

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- ① この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為^[1]があった場合
 - ② 保険契約者、被保険者または年金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力^[2]に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力^[2]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力^[2]を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力^[2]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力^[2]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ③ この基本契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①②の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その年金を支払いません。

備考（第12条）

- [1] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。
- [2] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- ② すでにその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- (3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第13条（加入限度額超過による契約の解除）

- (1) 会社は、基本契約の基本年金額^[1]が、加入限度額^[2]を超える場合^[3]には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第13条）

- [1] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [3] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の年金の年額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第5章 契約の取消しおよび無効

第14条（詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または年金受取人の詐欺により基本契約の締結または復活が行われたときは、会社は、その基本契約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第15条（不法取得目的による無効）

保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結または復活を行ったときは、その基本契約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第6章 保険契約者等の代表者

第16条（保険契約者等の代表者）

- (1) 基本契約について保険契約者または年金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または年金受取人を代理するものとします。
- (2) 保険契約者または年金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者または年金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または年金受取人に対しても、その効力を有します。
- (4) 基本契約について保険契約者が2人以上いるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

備考（第16条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第7章 契約関係者の変更

第17条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約者は、年金支払事由発生日^[1]の前日までに限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の承継をさせようとするときは、必要書類（別表）を会社^[2]に提出して請求してください。
- (3) 本条(1)の承継をしたときは、保険証券に記載します。

第18条（年金受取人による保険契約者の地位の承継）

年金受取人は、年金支払事由発生日^[1]において、保険契約者の基本契約による権利義務を承継するものとします。

第19条（住所等の変更）

- (1) 保険契約者、被保険者または年金受取人が住所または氏名を変更したときは、会社^[1]に届け出てください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者または年金受取人の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者または年金受取人に到達したものとみなします。

第8章 契約の変更

第20条（保険料額の減額変更）

- (1) 保険料の払込方法（回数）を分割払とする基本契約においては、保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後被保険者が年金支払開始年齢に達する日の前日までに限り、保険料額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金額^[1]を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
 - ① 変更後の基本年金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないとき
 - ② 減額後の保険料額が基本年金額^[1]1万円に対する保険料額の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の請求があった場合、その基本契約に未払保険料があるときは、本条(1)による保険料額の変更の効力は、その未払保険料に対しても及ぶものとします。

備考（第17条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第18条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。

備考（第19条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第20条）

- [1] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 21 条（年金支払事由発生日の変更）

- (1) 保険料の払込方法（回数）を分割払とする基本契約においては、保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後被保険者が年金支払開始年齢に達する日の前日までに限り、年金支払事由発生日の変更^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、加入限度額^[2]を上限として基本年金額^[3]または保険料額を変更し、会社の定める額の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 基本契約の契約日において、被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき
 - ② 変更後の基本年金額^[3]が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[4]に提出してください。

第 22 条（年金支払期間の延長変更）

- (1) 保険料の払込方法（回数）を分割払とする基本契約においては、保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後被保険者が年金支払開始年齢に達する日の前日までに限り、年金支払期間の延長変更^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金額^[2]を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更後の基本年金額^[2]が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないときは、本条(1)の変更を請求することはできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[3]に提出してください。

第 23 条（即時型の年金保険への変更）

- (1) 保険契約者は、被保険者が年金支払開始年齢に達する日の前日までに限り、即時型の年金保険への変更^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金額^[2]を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 保険料の払込方法（回数）を分割払とする基本契約において、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過していないとき
 - ② 変更後の年金支払事由発生日における被保険者の年齢が、その請求時における会社の定める年齢に満たないとき
 - ③ 変更後の基本年金額^[2]が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[3]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更があったときは、変更後の年金支払事由発生日における被保

備考（第 21 条）

- [1] 「年金支払事由発生日の変更」とは、保険料の払込方法（回数）および保険料額を変更しないで、変更後の基本契約の年金支払開始年齢が変更前の基本契約の年金支払開始年齢を下回るまたは上回ることとなる、基本契約の契約日における会社の定める契約種類のいずれかに変更することをいいます。
- [2] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [3] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第 22 条）

- [1] 「年金支払期間の延長変更」とは、年金支払開始年齢および保険料の払込方法（回数）ならびに保険料額を変更しないで、変更後の基本契約の年金支払期間が変更前の基本契約の年金支払期間を上回ることとなる、基本契約の契約日における会社の定める契約種類のいずれかに変更することをいいます。
- [2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第 23 条）

- [1] 「即時型の年金保険への変更」とは、変更の請求の日を年金支払事由発生日とするための変更をいいます（その請求の日が月ごとの契約応当日以外の日である場合には、直後の月ごとの契約応当日を年金支払事由発生日とする変更をいいます。）。
- [2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

険者の年齢をもってその基本契約の年金支払開始年齢とします。

- (5) 本条(2)②および本条(4)の被保険者の年齢は、変更後の年金支払事由発生日を基本契約の契約日として第26条(加入年齢の計算)(1)に定める加入年齢の計算の方法により算出します。
- (6) 本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。

第24条(保険料一時払による年金額の増額)

- (1) 保険契約者は、第23条(即時型の年金保険への変更)の変更の請求と同時にする場合に限り、保険料を一時に払い込むことにより、その基本契約の年金額を増額^[1]するための変更を請求することができます。この場合、一時に払い込むことができる保険料額は、その請求時における基本年金額^[2]1万円に対する保険料額の倍数とします。
- (2) 本条(1)の場合、会社の定める計算方法により、基本年金額^[2]を変更します。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表)を会社^[3]に提出してください。

第25条(保険料払済契約への変更)

- (1) 保険料の払込方法(回数)を分割払とする基本契約においては、保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後被保険者が年金支払開始年齢に達する日の前日までに限り、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金額^[1]を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更後の基本年金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないときは、本条(1)の請求をすることはできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表)を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。

備考(第24条)

- [1] 加入限度額を上限とします。
- [2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考(第25条)

- [1] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第9章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第26条(加入年齢の計算)

- (1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
- (2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日^[1]に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

備考(第26条)

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

第27条(年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したのものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として基本年金額^[2]を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考(第27条)

- [1] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

第10章 解約

第28条（保険契約者による解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^{[2] [3]}に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に効力を生じます。
- ① 月ごとの契約応当日^{[2] [3]}に解約の通知があったとき
 - ② 保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき

備考（第28条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「月ごとの契約応当日」には、年金支払期間の満了する日を含みます。

第11章 返戻金の支払

第29条（返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- ① 基本契約の解除
 - ② 第28条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ③ 基本契約の失効
 - ④ 被保険者の死亡
- (2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、本条(1)④の場合の返戻金の額は、被保険者の死亡の日の区分に応じ、次の額とします。

被保険者の死亡の日	返戻金の額
① 年金支払事由発生日 ^[1] 前	被保険者の死亡の日までに払い込むべき保険料額 ^[2]
② 年金支払事由発生日 ^[1] 以後	被保険者の死亡の日までに払い込むべき保険料額 ^[2] からその死亡の日を含む年金支払年度 ^[3] までに支払うべき年金額に相当する額を差し引いた残額

備考（第29条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2] 契約の変更その他の事由が生じた時において貸付金があったことにより年金額が減額された基本契約の場合は、被保険者の死亡の日までに払い込むべき保険料額からその貸付金の元利金に相当する額を差し引いた残額とします。
- [3] 「年金支払年度」とは、年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生日に始まり、次の年ごとの年金支払事由発生日の前日に終わる期間をいいます。

第12章 契約の復活

第30条（契約の復活）

- (1) 第7条（契約の失効）の場合、保険契約者は、基本契約の失効後1年以内に限り、会社の承諾を得て、その基本契約を復活することができます。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の復活をすることができません。
- ① 年金支払事由発生日^[1]以後であるとき
 - ② 返戻金の支払の請求があったとき
 - ③ 復活をした場合の基本年金額^[2]が加入限度額^[3]を超えるとき^[4]
- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[5]に提出して申し込んでください。

備考（第30条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。

(4) 本条(3)の場合、保険契約者は、復活払込金^[6]を払い込んでください。

[2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

[3] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。

[4] 「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の年金の年額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。

[5] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[6] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額および会社の定める利率による利息に相当する金額をいいます。

第31条（復活の責任開始の時）

(1) 復活の申込みを承諾したときは、会社は、復活払込金^[1]を受け取った時から基本契約上の責任を負います。

(2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を復活日とします。

(3) 会社は、復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、基本契約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

備考（第31条）

[1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額および会社の定める利率による利息に相当する金額をいいます。

第32条（復活の効果）

基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

第13章 契約者貸付

第33条（契約者貸付）

(1) 保険契約者は、解約返戻金額^[1]のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることができません。

(2) 保険契約者が本条(1)の貸付けを受けようとするときは、必要書類（別表）を会社^[2]に提出してください。

(3) 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日^[3]の翌日から弁済の日まで発生します。

(4) 保険契約者は、貸付期間^[4]内に、会社の定める方法により、利息とともに貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間^[4]の満了前に、次のいずれかの事由が生じたときは、その貸付けは弁済期限が到来したものとします。

① 基本契約の消滅

② 即時型の年金保険への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利息を積立金^[5]から差し引きます。）

③ 保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利息を積立金^[5]から差し引きます。）

(5) 保険契約者が貸付期間^[4]経過後に貸付金を弁済するときは、その貸付期間^[4]の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間^[6]について、会社の定める利率^[7]を適用します。

備考（第33条）

[1] 「解約返戻金額」とは、基本契約を解約した場合にその基本契約の経過した年月数により算出した第29条（返戻金の支払）(2)に定める返戻金の額をいいます。

[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[3] 「貸付けを受けた日」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、保険料に振り替えた日とします。

[4] 「貸付期間」は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、最後に保険料に振り替えた日）の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。

[5] 「積立金」とは、会社の定める方法

- (6) 保険契約者が貸付金を弁済しないで年金支払事由発生日^[8]の前日までに貸付期間満了後1年の期間^[9]を経過したときは、貸付金の弁済に代えて、会社の定める計算方法により、貸付金の元利金を積立金^[5]から差し引き、基本年金額^[10]を減額します。
- (7) 本条(6)により基本年金額^[10]を減額した場合、会社は保険契約者にその旨を通知します。
- (8) 保険契約者が貸付金^[11]を弁済しないで更に貸付けを請求する場合^[12]においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときに弁済があったものとして、新たな貸付金額から前貸付金額を差し引きます。^[13]この場合において、貸付金を支払った場合で貸付けの請求の日と支払を受けた日が異なる日であるときは、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に対する利息は支払う必要がありません。

によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。

- [6] 年金支払事由発生日以後の期間を除きます。
- [7] 貸付期間内に貸付金を弁済しなかったことに対し、貸付期間内の利率に一定の利率を加えた利率を適用することがあります。
- [8] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [9] 「貸付期間満了後1年の期間」とは、貸付期間の満了の日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [10] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [11] 「貸付金」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けに関する貸付金の場合は、弁済期限が到来したものに限り、支払う必要はありません。
- [12] 保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。
- [13] 保険契約者が新たな貸付金の一部をもって前貸付金に対する利息の弁済に充てるときは、利息を提出する必要はありません。

第14章 契約者配当

第34条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てる場合があります。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てる場合があります。

第35条（契約者配当金の支払）

- (1) 第34条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、年ごとの契約応当日等^[1]に効力を有する基本契約^[2]に限り、その年ごとの契

備考（第35条）

- [1] 「年ごとの契約応当日等」とは、次の日をいいます。

- 約応当日等^[1]から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第34条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金^[3]は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金^[4]を支払います。
- ① 被保険者の死亡
 - ② 基本契約の解除
 - ③ 第28条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ④ 基本契約の失効
 - ⑤ 年金支払期間^[5]の満了
- (4) 第34条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

- (1) その翌事業年度中の年金支払事由発生日の前日までに到来する年ごとの契約応当日
 - (2) 年金支払事由発生日
 - (3) 年金支払期間内に到来する年ごとの年金支払事由発生日
- [2] 年ごとの契約応当日等に基本契約の解除または第28条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約を除きます。
- [3] その事業年度末または翌事業年度中に年金支払期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)⑤に該当したことにより支払うものを除きます。
- [4] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [5] 「年金支払期間」とは、年金支払事由発生日からその日を含めて計算した一定の期間をいいます。

第15章 譲渡禁止

第36条（譲渡禁止）

保険契約者または年金受取人は、年金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第16章 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

第37条（年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い）

年金等^[1]を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等^[2]があるときは、その支払金額から差し引きます。

備考（第37条）

- [1] 「年金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 年金
 - (2) 返戻金
 - (3) 契約者配当金
 - (4) 払い戻す保険料
- [2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1) 未払保険料
 - (2) すでに弁済期限が到来している貸付金
 - (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第17章 年金等の請求および支払時期等

第38条（年金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者が被保険者の死亡の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者または年金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表）を会社^[1]に提出して年金等^[2]を請求してください。
- (3) 年金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。

備考（第38条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「年金等」とは、年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師

- (4) 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までには会社^[1]に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、年金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第12条（重大事由による契約の解除）(1)②ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人の基本契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

- (5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、年金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、年金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
- ① 本条(4)に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
 - ② 本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
 - ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[4]は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等^[2]の支払は行いません。
- (7) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第39条（消滅時効の援用）

年金等^[1]の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

による診断を含みます。

- [4] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

備考（第39条）

[1] 「年金等」とは、年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

第18章 特則

第40条（第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- (1) 第1回保険料^[1]を次の方法により払い込む場合、次の時を第3条（責任開始の時）の第1回保険料^[1]を受け取った時とします。また、復活払込金^[2]を次の方法により払い込む場合、次の時を第31条（復活の責任開始の時）の復活払込金^[2]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[3] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[4] により金融機関等の口座からの引落とし等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[4] を会社所定の端末機（以下「端末機」と

備考（第40条）

[1] 「第1回保険料」には、第1回保険料相当額を含みます。また、保険料の払込方法（回数）を一時払とする基本契約の場合、「第1回保険料」は一時払保険料（一時払保険料相当額を含みます。）とします。

[2] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額および会社の定める利率による利息に相当する金額をいいます。

いいます。)に読み取らせ、端末機にデビットカード^[4]の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

- (2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[3]により第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]を払い込む場合、次のすべてを満たすときは、第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]の払込みはなかったものとします。
- ① 会社がクレジットカード発行会社から第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
 - ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[3]の名義人^[5]から第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

- [3] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [4] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [5] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

別表 必要書類

(1) 年金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

① 年金の支払

項目	提出する者	必要書類
年金の支払（第1条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 年金受取人の戸籍抄本 4 年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券

② 返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
基本契約の解除もしくは解約または失効による返戻金の支払（第29条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡による返戻金の支払（第29条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

③ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第10条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第11条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者等の代表者の指定または変更（第16条関係）	保険契約者または年金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者の変更（第17条関係）	変更前の保険契約者	1 会社所定の請求書 2 変更前の保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約の変更（第20条～第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解約（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約の復活（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
契約者貸付（第33条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書または請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

契約者配当金の支払（第 35 条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
---------------------	-------	---

- (2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。